

公益財団法人宮崎県機械技術振興協会
役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県機械技術振興協会（以下「協会」という。）定款第13条及び定款第30条の規定に基づき、協会の評議員及び役員の報酬等及び費用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称にかかわらず、費用とは明確に区分されるものをいう。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

(報酬等)

第3条 評議員及び役員には、報酬等を支給しない。ただし、監事には、職務遂行の対価として報酬を支給することとし、その額は勤務した1日当たり1万2千円とする。

2 前項ただし書きの支給方法については、公益財団法人宮崎県機械技術振興協会職員給与規程の適用を受ける職員の例による。

(費用)

第4条 評議員及び役員が、その職務の遂行に当たって旅行するときは、公益財団法人宮崎県機械技術振興協会旅費規程に定めるところにより、費用として旅費を支給することができる。

(公表)

第5条 協会は、この規程をもって、認定法第20条第2項の規定に従い公表するものとする。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(委任)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人宮崎県機械技術振興協会役員の給与等に関する規程は、廃止する。